

○関西医科大学看護学部臨床看護学教員選考内規

(目的)

第1条 この内規は、関西医科大学（以下「本学」という。）看護学部臨床看護学教員（以下「臨床教員」という。）の選考に関して必要な事項を定める。

2 臨床教員は、講師又は助教として任用する。

(候補者)

第2条 臨床教員の選考にあたっては、看護学部長は学長と協議の上、本学附属の病院の看護部長に対し、適切な臨床教員候補者の推薦を依頼する。これにより推薦された候補者について、看護学部教授会で慎重に審議した後、最終候補者を学長が決定する。

(選考基準)

第3条 臨床教員候補者の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 看護学部の理念に賛同する者で、本学附属の病院の常勤職員であること。
- (2) 保健、医療、福祉の現場において、豊富な経験を有すること。
- (3) 教育並びに研究について、識見、能力及び熱意を有すること。
- (4) 健康かつ人格高潔であること。
- (5) 次条に規定する学位・教育歴の必須要件を満たしていること。

(学位・教育歴)

第4条 臨床教員の学位・教育歴の必須要件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 臨床教員講師の場合は、修士の学位を有し、教育経験(学部及び大学院博士前期課程)3年以上又は臨床教員助教5年以上の大学教員としてのいずれかの経験があり、論文を3編以上保有すること。
- (2) 臨床教員助教の場合は、修士の学位を有し、かつ、学部学生の臨地実習指導経験3年以上の経験があること。

(任用)

第5条 臨床教員の任用にあたっては、第2条により決定した臨床教員最終候補者の推薦書、履歴書、業績書、能力及び人物等について看護学部教授会で審査を行い、学長が決定する。

(担当)

第6条 事務局は看護学部事務部が担当する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、看護学部教授会の議を経て、学部長が学長に報告の上、学長が決定する。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年10月1日から施行する。